

## 「徳島県国民健康保険運営方針(案)」に係る市町村への意見聴取結果の概要

意見あり 9 / 意見なし 15

### 1 運営方針について

御意見の概要	県の考え方
決定に当たっては、市町村等の意見を十分に踏まえたものとされたい。	「徳島県国保運営方針連携会議」における協議や今般の市町村への意見聴取の結果等を踏まえ、運営方針を決定して参りたいと考えております。
新制度の実施に当たり、当初想定していなかった事案も予想されることから、当面は、定期的な検証及び改善に努める対応をされたい。	新制度移行後においては、制度の施行状況を十分見極める必要があり、市町村との連携をさらに密にして、運営方針の検証、改善を図って参りたいと考えております。

### 2 財政収支について

御意見の概要	県の考え方
県国民健康保険特別会計の収支については、方針案のとおり、市町村における健全化に支障が出ないよう、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することがないようお願いしたい。	運営方針案に記載のとおり、県国民健康保険特別会計の収支については、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営が行えるよう、努めて参ります。
県においては、納付金の算定や県繰入金(2号分)の配分に当たり、市町村にとって過度な財政負担が生じないよう調整されたい。	
将来にわたって、国民健康保険の財政が安定的に推移するよう、財政収支の改善と均衡が保たれる制度の構築について適切な方針を示されたい。	新制度においては、財政基盤の強化、納付金及び標準保険料率の仕組みの導入、財政安定化基金の設置などにより、赤字が発生しにくい制度となることから、運営方針案に記載のとおり、市町村においては、計画的・段階的な赤字の解消・縮減に努められるとともに、県においても、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営が行えるよう、努めて参ります。

### 3 納付金の算定方式について

御意見の概要	県の考え方
納付金の算定方式と標準保険料率の算定方式との整合性を図るため、所得総額、資産税総額、被保険者総数及び世帯総数を勘案して算定することについては、やむを得ない。	運営方針案に記載のとおり。
納付金について、所得総額、資産総額、被保険者総数及び世帯総数を勘案して算定するとしているが、市町村ごとに納付金負担の比重に大きな乖離が生じることとなり、更にこの格差が標準保険料率算定にも反映されるため、算定方式の是正をお願いしたい。	国のガイドラインを踏まえ、納付金及び標準保険料率の算定方式を設定しております。なお、納付金の仕組みの導入等に伴い、保険料に急激な上昇が生じないよう、その影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を講じて参ります。

御意見の概要	県の考え方
医療費指数反映係数の設定については、市町村間で医療費水準に差異がある現状を踏まえ、年齢調整後医療費水準を反映させることは妥当である。	運営方針案に記載のとおり。
高額医療費の共同負担については、昨今の高額医薬品による激変の発生等を踏まえ、県単位で高額医療費の共同負担を行うことはやむを得ない。	運営方針案に記載のとおり。
被保険者一人当たりの納付金を激変が生じないようにしてほしい。	納付金の算定に当たっては、納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を講じて参ります。

#### 4 標準保険料率の算定方式について

御意見の概要	県の考え方
4方式による保険料賦課が県内で最も多く採用されていることから、4方式とすることについてはやむを得ない。なお、他の自治体で進んでいる3方式への移行についても、県域の実態等を踏まえ、今後も検討いただきたい。	算定方式については、今後の県内市町村の賦課状況を踏まえながら、検討、協議して参りたいと考えております。
所得係数について、原則と異なる係数を設定する場合には、各市町村が、本来繰り入れることができたはずの保険基盤安定制度等による法定繰入(公費)の減少見込み分に対して、適切な対応をお願いしたい。	所得係数については、これまでの県内市町村における賦課状況を踏まえ、激変緩和の観点から原則とは異なる係数を設定するものとしております。このため、保険基盤安定繰入金については、現状との比較においては大きく変わらないものと考えております。
速やかな県内統一保険料水準への移行。	標準保険料率については、本県の場合、現状では、各市町村の医療費水準が大きく異なることから、当面の間は、全県統一の保険料率とはせず、市町村ごとの医療費水準を考慮することとしております。今後の医療費水準の格差の状況を踏まえながら、協議して参りたいと考えております。
数年後においては、県内統一の保険料(税)となるように目指してほしい。	
標準的な収納率については、より実績に近い収納率とする必要があるため、市町村ごとの過去3年間の平均収納率とすることは有効である。	運営方針案に記載のとおり。
県域化により、住民に保険料(税)の負担が過大にならないよう、適切な制度の構築をお願いしたい。	標準保険料率の導入等に伴い、保険料に急激な上昇が生じないよう、その影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を講じて参ります。市町村におかれても、県が示す標準保険料率を参考にしながら、保険税の激変が生じないよう、適切な保険料(税)率の設定について御検討いただきたいと考えております。

### ※3, 4 所得係数の設定について

御意見の概要	県の考え方
<p>所得係数の設定について、国保加入者の平均所得や市町村の所得を考慮して係数を設定してほしい。</p>	<p>国のガイドラインを踏まえ、納付金の算定における所得係数は、原則どおり、県平均一人当たり所得を全国平均一人当たり所得で除した値を設定し、標準保険料率の算定における所得係数は、これまでの県内市町村における賦課状況を踏まえ、激変緩和の観点から原則とは異なる係数を設定するものとしております。</p>

### ※3, 4 激変緩和措置について

御意見の概要	県の考え方
<p>運営方針に激変緩和措置に関する内容を追加してほしい。</p>	<p>運営方針には、国民健康保険法の規定に基づき、必要な事項を記載しております。なお、激変緩和については、納付金の仕組みや標準保険料率の導入に伴い、保険料に急激な上昇が生じないよう、その影響を適切に把握した上で、必要な措置を講じて参ります。</p>

### 5 収納率目標について

御意見の概要	県の考え方
<p>収納率目標については、今後も県と連携し、目標値の早急な達成に努めたい。</p>	<p>国保の安定的な運営のためには、保険料を適正に徴収することが不可欠であり、収納率向上に向けた市町村の取組を支援して参りたいと考えております。</p>

### 6 保険給付の適正な実施について

御意見の概要	県の考え方
<p>保険給付の点検については、県が連合会と連携を図り、率先して実施することにより、市町村の事務負担の軽減に繋がるような内容を明記してほしい。</p>	<p>運営方針案に記載のとおり、県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、同一医療機関で算定回数などが定められている診療行為等に関し、その他の市町村に転居した場合における請求の点検については、費用対効果等を勘案しながら、国保連合会と連携し、適宜、進めて参りたいと考えております。</p>

### 7 医療費の適正化の取組について

御意見の概要	県の考え方
<p>今後、保険者努力支援制度により県としてのインセンティブも評価されることから、これらの取組について具体的な記述とされたい。</p>	<p>運営方針案に記載のとおり、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を柱とした医療費適正化の取組を推進していくものとしており、今後、市町村や国民健康保険団体連合会など関係団体の御意見もいただきながら、進めて参りたいと考えております。</p>
<p>医療費適正化の取組においてはリーダーシップを発揮し、国保連合会とともに市町村の取組を支援してほしい。</p>	

御意見の概要	県の考え方
ジェネリックの使用について、処方する医師に対する情報提供を進めるため、例えば大学病院や県立病院の医師などが処方の仕方などを伝える機会を設けてほしい。	運営方針案に記載のとおり、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を柱とした医療費適正化の取組を推進していくものとしており、今後、市町村や国民健康保険団体連合会など関係団体の御意見もいただきながら、進めて参りたいと考えております。
市町村が地域に応じたきめ細やかな保健事業を行うための体制づくりについて、他の市町村や他県の取組に関する情報の提供をお願いしたい。	

## 8 市町村が担う事務の効率化について

御意見の概要	県の考え方
市町村ごとに異なる給付基準等を標準化できるよう、県の強い指導力を希望する。	運営方針案に記載のとおり、広域的及び効率的に行うことが可能な事務について、関係機関で協議及び調整を行い、事務の効率化に向けて検討を行って参りたいと考えております。

## 9 その他

御意見の概要	県の考え方
市町村の事務量が増えないように、できるだけ配慮してほしい。	市町村の事務の簡素化が図られるよう、関係機関で調整を行い、検討して参りたいと考えております。
療養給付費等の現物分について、県から国民健康保険団体連合会への直接払いとしてほしい。	